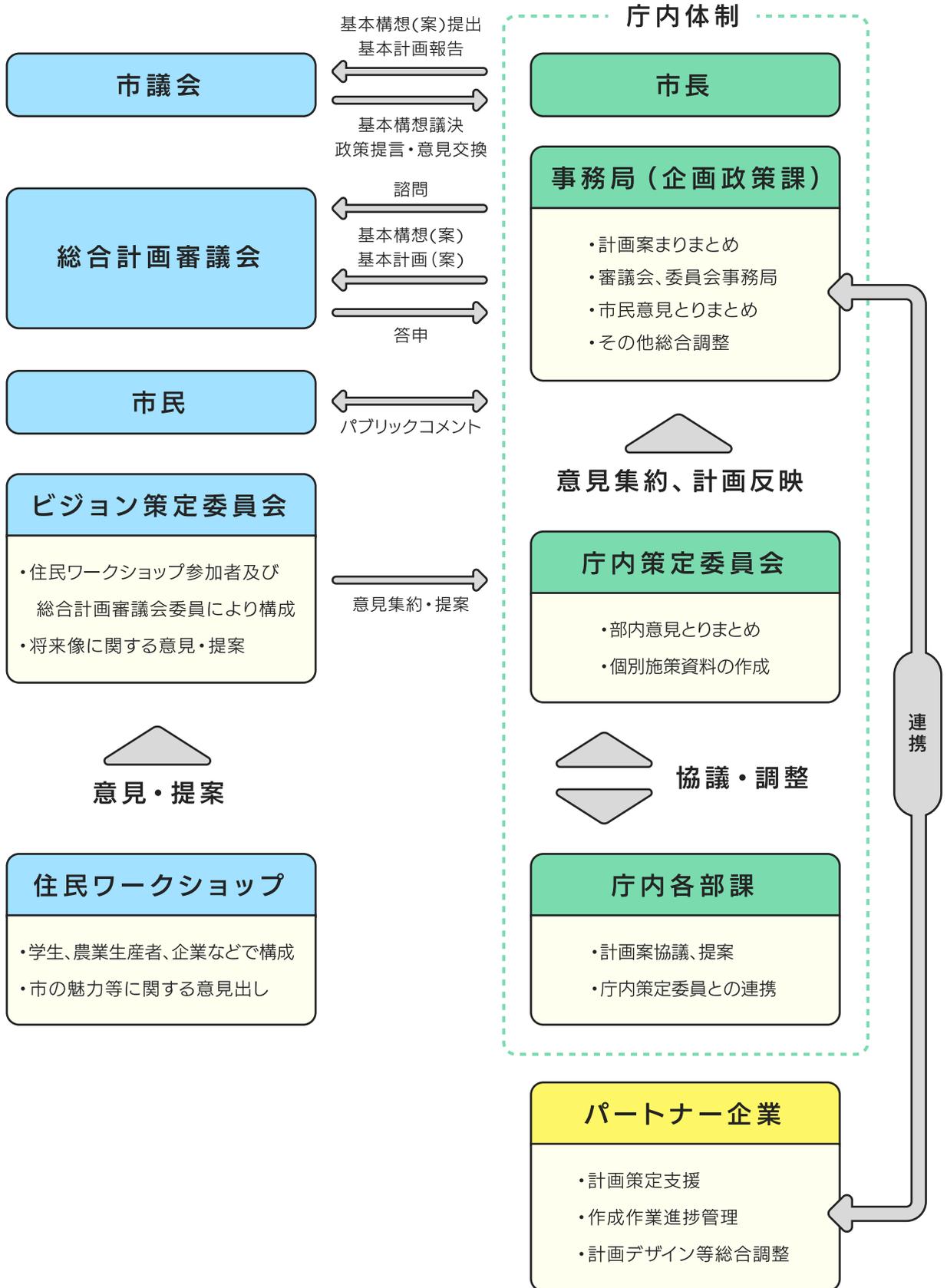


かけがわ 未来共創 ビジョン 2035

Takegawa
Future
Co-Creation
Vision
2035

資料編

第3次掛川市総合計画の策定体制



掛川市総合計画審議会条例

平成17年7月1日掛川市条例第212号

改正

平成19年3月23日掛川市条例第10号
平成22年3月31日掛川市条例第1号
平成26年10月6日掛川市条例第31号
令和7年3月3日掛川市条例第1号

掛川市総合計画審議会条例
(設置)

第1条 掛川市総合計画を策定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、掛川市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、掛川市長(以下「市長」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 掛川市自治基本条例(平成24年掛川市条例第29号)第13条第1項の基本構想(以下「基本構想」という。)の策定に関する事。
- (2) 基本構想に基づく基本計画の策定に関する事。
- (3) 前2号に定めるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 公共的団体等の役員
- (3) 学識経験を有する者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条各号に掲げる事項に係る調査審議が終了する日までとする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期も、同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、経営企画部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月23日掛川市条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日掛川市条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月6日掛川市条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年3月3日掛川市条例第1号抄)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

掛川市総合計画審議会 委員名簿（順不同・敬称略）

氏名	所属
永田 守男	名古屋学院大学 経営学部教授
柴田 敏彦	区長会連合会 会長
山口 恵理	大須賀第一地区まちづくり協議会理事
杉本 直也	Code for Kakegawa 静岡大学(土木情報学研究所)客員教授 静岡県企画部デジタル戦略課参事
三輪 開人	NPO法人e-Education代表
宮地 紘樹	医療法人社団 綾和会 掛川東病院院長
中村 崇予	掛川市住宅政策協議会委員 (株)セイワ設計 一級建築士
小林 永典	株式会社コプレック 代表取締役
大石 博音	島田掛川信用金庫 営業統括部 DX推進室 室長
長濱 裕作	the Port kakegawa代表
戸塚 桂子	建築士
樽林 奈穂	掛川市消防団 予防指導隊長
平野 明美	静岡県車椅子友の会掛川支部 支部長
三澤 日和	元掛川市高校生ドローン隊 現掛川茶PRアンバサダー
笹瀬 知沙	市立第一小学校主幹教諭
田中 真妃	自然体験型認可外保育園 森のようちえん「野いちご」代表
廣瀬 莉子	NPO法人WAKUWAKU西郷理事長
喜多村 純	掛川市地域おこし協力隊
薬師 実芳	認定NPO法人ReBit 代表
相良 サラ マリー	市立桜が丘中学校ALT

ビジョン策定委員会 委員名簿（順不同・敬称略）

氏名	所属
平野 耕志	キウイフルーツカントリーJapan
杉山 千春	掛川市民生委員児童委員
川端 務夢	ソーシャルビジネス研究所 掛川市まちづくりアドバイザー
堀井 聡	五明茶業組合
小澤 江美	掛川市くらし環境部環境政策課
高畑 隼人	(株)nestia 商工会議所青年部
大角 陽介	(有)大角教材
長濱 裕作	the Port kakegawa代表 (総計審 審議会委員)
柴田 敏彦	区長会連合会会長 (総計審 審議会委員)
宮地 紘樹	医療法人社団 綾和会 掛川東病院院長
田中 真妃	自然体験型認可外保育園 森のようちえん「野いちご」代表
相良 サラ マリー	市立桜が丘中学校ALT
三輪 開人	NPO法人e-Education代表
樽林 奈穂	掛川市消防団 予防指導隊長
中村 崇予	掛川市住宅政策協議会委員 (株)セイワ設計 一級建築士
大石 博音	島田掛川信用金庫 営業統括部 DX推進室 室長

第3次掛川市総合計画庁内策定委員名簿

所管部	氏名・所管課		
経営企画部	山崎 亮佑	高垣 俊己	—
	企画政策課 主事	DX推進課 主事	
人事・総務部	縣 直弥	伊藤 すみれ	—
	人事課 主任	資産経営課 主任	
財務部	岡本 浩一	柴田 諒	田宮 章裕
	財政課 主任	財政課 主任	市税課 主事
生涯学習まちづくり部	井上 真哉	藤原 拓実	—
	文化・スポーツ振興課 主事	地域未来共創課 主事補	
くらし環境部	渥美 利紀	小澤 江美	森田 瑞希
	くらしデザイン課 主事	環境政策課 主事	環境政策課 事務員
健康福祉部	名倉 史枝	上山 雄輝	—
	健康づくり推進課 主任	健康づくり推進課 主事	
こども希望部	前田 真帆	長谷川 有里	—
	こども政策課 主事	こども保育支援課 主事	
産業経済部	長嶋 理人	吉繁 希	—
	産業観光課 主事	お茶振興課 主事	
都市建設部	宮本 拓弥	大杉 敦基	—
	都市政策課 主事	土木防災課 主任	
上下水道部	伊藤 敦毅	渡邊 淳	—
	水道課 主任	下水道課 主任	
危機管理部	福田 恭平	松井 天飛	—
	危機管理課 主事補	危機管理課 主事補	
消防本部	山中 政嗣	—	—
	中央消防署 主任		
教育部	青木 一仁	石津 誠人	—
	こども給食課 主任	教育政策課 主事	

第3次掛川市総合計画策定経過

令和7年	
5月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員懇談会 第3次掛川市総合計画の策定方針及び策定体制について報告。
5月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回総合計画審議会 委員委嘱の後、総合計画の策定について市長から諮問。 第3次掛川市総合計画の策定方針について報告。
7月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内策定委員の公募実施 各部から計27名の委員を決定。
7月31日～ 8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民ワークショップ 市内外の住民、自営業、生産者、中高生など約50名によるワークショップを開催。 未来のまちや暮らしのありたい姿について意見交換。
8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回総合計画審議会 住民ワークショップの開催報告、第2次総合計画【ポストコロナ編】の振り返りについて協議。
8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回ビジョン策定委員会 住民ワークショップでの意見について内容の整理とビジョン策定の方向性について協議。
9月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回ビジョン策定委員会 ビジョンに関する意見交換、活用シーンについて協議。
9月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員懇談会 将来ビジョンの検討状況及び将来人口推計、土地利用構想の考え方を報告。
9月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回総合計画審議会 基本理念の共有、将来ビジョンの検討状況及び将来人口推計、土地利用構想の考え方を協議。
9月25日～ 10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「こえのもりしずおか」でこども・若者の意見を募集 掛川市含む県内9市在住の県民から掛川市の未来に関する意見を収集
10月15日～ 11月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幸福度に関するアンケート調査実施 市内在住18歳以上の市民から2,000人を抽出。615件の回答を受領。(回収率30.8%)
11月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全員協議会 将来ビジョン(案)及び将来人口推計、土地利用構想の策定状況について中間報告。
11月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回総合計画審議会 将来ビジョン(案)及び将来人口推計、土地利用構想の策定状況について協議。

11月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・市制20周年記念式典 文化会館シオアーネにて市制20周年記念式典を開催。将来ビジョン(案)を発表。
12月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・議員懇談会 基本構想、基本計画(個別施策のまとめ方等)の策定状況について報告。
12月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回総合計画審議会 基本構想、基本計画(個別施策のまとめ方等)の策定状況について協議。
12月17日～ 令和8年1月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画案について意見公募(パブリックコメント)を実施 第3次掛川市総合計画(案)をホームページや本庁舎、図書館、支所に設置し、市公式SNSを通じて意見公募。16人から計61件の意見を受領。
令和8年	
1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回総合計画審議会 将来ビジョン(案)、基本構想及び基本計画策定案について最終協議。
2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会 将来ビジョン(案)、基本構想及び基本計画策定案について最終報告。
2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・第7回総合計画審議会 総合計画審議会が市長に第3次掛川市総合計画案について答申。
2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・議会定例会上程
3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・議会本会議 基本構想が議決。

諮問書

掛 企 画 第 2 1 号
令 和 7 年 5 月 2 7 日

掛川市総合計画審議会
会長 永田 守男 様

掛川市長 久保田 崇

第3次掛川市総合計画の策定について(諮問)

本市における総合的かつ計画的な行政運営の指針となる第3次掛川市総合計画を策定したので、掛川市総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

答申書

答 申 書

令和8年2月9日

掛川市長 久保田 崇 様

掛川市総合計画審議会
会長 永田 守男 様

第3次掛川市総合計画の策定について（答申）

掛川市総合計画審議会条例第2条の規定に基づく令和7年5月27日付け掛企画第21号による「第3次掛川市総合計画の策定」の諮問について、掛川市総合計画審議会として慎重に審議を重ねた結果、市が提示した第3次掛川市総合計画(案)は、適当であると認めましたので答申いたします。なお、本審議会は、計画で掲げる将来都市像を実現するためには、施策や事業の積み上げにとどまらず、行政自らの姿勢と在り方を不断に問い直すことが不可欠であると考えことから、行政に求められる基本的な姿勢について、以下のとおり提言します。

記

1 ちがいを力に変え、新たな価値を共につくり出す「未来共創都市」に進化するために

- (1) 多様な価値観や背景を持つ人々の存在を前提とし、そのちがいを課題ではなく、地域の可能性として捉えること
- (2) 市民、地域、団体、企業、大学等を単なる協力者や実施主体として扱うのではなく、対等なパートナーとして信頼関係を築くこと
- (3) 変化や挑戦に伴う試行錯誤や失敗を見守り、そこから得られる学びを次の取り組みにつなげる柔軟な社会をつくっていくこと

2 総合計画に掲げる施策の方向性を着実に実行に移すために

- (1) 総合計画の実施計画としての中期経営計画を策定し、施策目標、組織や財政運営との関係を分かりやすく示すこと

答申書

- (2) 市民や地域にもたらされる成果や変化を重視した計画構成とし、実施状況の点検と評価を通じて、計画を改善し続ける仕組みを組み込むこと
- (3) 市民、地域、団体、企業、大学等多様な主体との共創を前提とした取り組みを進めるとともに、共創を支える視点や次の挑戦につなげる視点で施策を推進すること

3 経営戦略の実行を確かなものとするために

- (1) 行政組織および財政運営は、管理や統制を目的とするものではなく、市民や地域の挑戦を支え、共創を促すための基盤であるとの認識を共有すること
- (2) 前例踏襲を前提とする組織文化を見直し、現場の気づきや提案が施策に反映されやすく、成長実感と貢献実感の高い組織運営を行うこと
- (3) 中長期的な財政見通しを踏まえ、健全な財政状態を維持した上で必要な投資が行えるよう、優先順位を明確にした経営判断を行うなど財政規律と挑戦を両立すること

4 人材が経営戦略の実行力を高め、未来を創造する行政経営の基盤となるために

- (1) 人材を「管理すべき資源」ではなく、「価値を生み出す存在」として位置づけ、多様な経験や視点を尊重し、ちがいを強みに変える組織文化を育成すること
- (2) 部局横断的なプロジェクトや外部との共創の機会を、人材育成の場として意識的に活用し、若手職員から中堅・管理職までそれぞれの段階に応じた役割と成長機会を設けること
- (3) 挑戦、改善、共創を適切に評価する仕組みを整え、変化や挑戦を前向きに捉え、視座が高く、情熱的でスピード感ある、常に未来志向な職員へと行動変容を促すこと

5 結びに

本審議会は、行政が市民、地域、団体、企業、大学等多様な主体との信頼関係を構築しながら、本提言の内容を確実に進めることで、「だれもが自分らしく暮らし 進化しつづける未来共創都市 かけがわ」の実現に繋がると考えています。変革の時代に力強く次世代に誇れる都市の実現に向けてさらに飛躍されることを期待します。